

## 住民基本台帳事務処理要領新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<b>第1 総説</b> <p>1 住民基本台帳制度の運用の方針            (1)～(3) (略)            (4) さらに、社会一般のプライバシー意識の高揚や情報化社会の進展が著しい今日においては、住民に関する記録の適正な管理を図り住民のプライバシーの保護を図ることは、市町村長に課された基本的な責務であり、市町村長はその責務を果たすため、            ア <u>住民基本台帳の閲覧及び住民票の写しの交付等の制度の適正な運用</u>            イ (略)            等の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<b>第1 総説</b> <p>1 住民基本台帳制度の運用の方針            (1)～(3)            (4) さらに、社会一般のプライバシー意識の高揚や情報化社会の進展が著しい今日においては、住民に関する記録の適正な管理を図り住民のプライバシーの保護を図ることは、市町村長に課された基本的な責務であり、市町村長はその責務を果たすため、            ア <u>住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写しの交付等の制度の適正な運用</u>            イ (略)            等の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(5) <u>都道府県知事は、市町村長から電気通信回線を通じて送信を受けた本人確認情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるとともに、当該都道府県の区域内の市町村相互間における電気通信回線を通じた本人確認情報の送信等の事務の処理に関する必要な連絡調整、当該市町村の住民基本台帳に住民に関する正確な記録が行われるための必要な協力等を行わなければならない。</u></p>
<b>2 定義</b> <p>この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。            (1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)            (4) (略)            (5) (略)            (6) (略)</p>	<b>2 定義</b> <p>この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)            (3) <u>規則 住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）をいう。</u>            (4) (略)            (5) (略)            (6) (略)            (7) (略)</p>